

# 鳩山町産後ケア事業



鳩山町では、お母さんと赤ちゃんを対象に、安心して子育てができるように、こころとからだのケアや赤ちゃんへの育児相談など、産後のサポートをしています。

## 《利用できる方》

○鳩山町に住所があり、出産後 1 年以内のお母さんと赤ちゃんで、産後ケアを必要とする方

※ただし、医療行為を必要とする方、感染症にかかっている方は利用できません。

※赤ちゃんのみを預けることは出来ません。お母さんと赤ちゃんでのご利用になります。兄弟の同伴は出来ません。

## 《内容》

- ・お母さんの体のケア
- ・お母さんの心のサポート
- ・授乳、乳房に関する指導・相談
- ・育児指導・相談 など

## 《種類》

- ・宿泊型 医療機関や助産院などに宿泊し、ケアを受けます。食事も提供されます。
- ・通所型 医療機関や助産院などに日帰り滞りし、ケアを受けます。食事も提供されます。
- ・訪問型 助産師などの専門職のスタッフが訪問し、自宅などでケアを受けます。

## 《利用できる施設》

※施設の空き状況により、利用希望に利用できない場合があります。

※月～金曜日の利用となります。土日・祝日・年末年始は利用できません。

施設	所在地等	宿泊型	通所型	訪問型
産後ケア ばあばんちのこやど	ときがわ町	○	○	○
	利用条件	生後 4 か月未満		1 年未満
小川産婦人科 小児科	坂戸市	○	○	
	利用条件	生後 1 か月未満		

## 《利用方法》

・利用を希望する場合は、鳩山町保健センターにご連絡ください。

(049-296-2530)

・所定の申請書で希望利用日の 7 日前までにお申し込みください。申請後、面談をしてから利用開始となります。

利用料・利用時間

	宿泊型	通所型	訪問型	
利用時間	【ばあばんちのこやど】 10時～翌10時 【小川産婦人科小児科】 9時30分～翌9時30分	10時～16時	2時間以内	
利用上限	4泊5日まで★3	5日まで	7回まで	
利用料金★1 (自己負担額)	課税世帯	5,000円/日	3,600円/日	1,400円/回
	課税世帯の 多胎児による加算額	(2人目以降) 2,000円/日	(2人目以降) 1,440円/日	-
	非課税世帯★2	2,500円/日	1,800円/日	700円/回
	非課税世帯の 多胎児による加算額	(2人目以降) 1,000円/日	(2人目以降) 720円/日	-
	生活保護世帯	0円	0円	0円
食事代	自己負担になります。		-	
減 免	・ケアの種類に関係なく、合計5日(5回)まで減免があります。 ・課税世帯は1日(1回)2,500円 ・非課税世帯は1日(1回)5,000円 (ただし、食事代は自己負担となります。)			

★1 利用料金(自己負担額)は申請時点の世帯の所得により決定します。

1月～6月の申請は前年の1月1日、7月～12月の申請はその年の1月1日に鳩山町に住所がない方は、前住所地での市町村民税の課税状況の証明書が必要となります。利用料金は、施設または訪問員に直接お支払いください。別途、諸費用がかかる場合があります。

★2 非課税世帯とは、世帯員全員が市町村民税非課税の方です。

★3 施設利用日数分の利用料がかかります。

例(課税世帯の場合): 1泊2日を利用→5,000円×2日=10,000円

減免 2,500円×2日=5,000円

10,000円-5,000円=5,000円+食費

※ご都合によりキャンセルの場合、利用前日の16時までにご連絡ください。

《お問い合わせ先》

鳩山町保健センター

TEL:049-296-2530 FAX:049-296-2832

受付時間:午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝休日・年末年始を除く)

